

平成24年6月定例会

公立岩瀬病院企業団議会会議録

平成24年6月29日

平成24年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

平成24年6月29日（金）

議事日程第1号

平成24年6月29日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 報告第3号 平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算の繰越しについて
- 第4 報告第4号 平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算継続費の繰越しについて
- 第5 議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第6 議案第6号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 公立岩瀬病院訪問看護ステーション設置条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 平成24年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）

出席議員（9名）

1番 塩田邦平	2番 須藤政孝	3番 円谷 寛
4番 荒井裕子	5番 生田目進	6番 長谷部一雄
7番 大倉雅志	8番 森 清重	9番 丸本由美子
10番 広瀬吉彦		

遅参通告議員 円谷 寛

欠席議員 なし。

説明のため出席した者

企業長	伊東幸雄	総院長	吉田直衛
院長	三浦純一	副院長兼循環器内科部長	大谷 弘
副院長兼看護部長	安達恵美子	事務長	菅野俊明
医事課長	有賀直明	総務課長	塩田 卓
病院建設対策室長	鎌田大輔		

午前10時00分 開会

○議長（広瀬吉彦君）

ただいまより、平成24年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

遅参通告議員は円谷寛議員であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から定期監査結果報告書並びに例月出納検査結果報告書が提出されております。

印刷の上、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、2番、須藤政孝議員、3番、円谷寛議員、4番、荒井裕子議員を指名いたします。

この際、日程第3、報告第3号から日程第8、議案第8号までの報告2件、議案4件を一括して議題といたします。

あらかじめお願いいたします。説明・質問及び答弁に当たっては、議席で起立の上、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

企業長。

○企業長（伊東幸雄君）

本日、公立岩瀬病院企業団議会 6 月定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には公私ともに何かとご多用な中、ご参集をいただきありがとうございます。

さて、今期定例会におきましては、ただいま議題となりました報告 2 件、単行議案 4 件についてご審議をいただくこととなりますが、提案理由の説明に先立ちまして、前定例会以降の病院事業につきまして、主なものをご報告申し上げます。

初めに、病院の執行体制につきまして申し上げます。

去る 3 月で定年退職となりました塚越副院長と真壁副院長の後任として、4 月 1 日付で大谷医局長と安達副看護部長をそれぞれ副院長に任命をし、新たな執行体制をスタートさせたところでございます。両副院長にはこれまで以上に病院の経営に参画をいただき、その手腕を発揮していただくとともに、医局を中心とした院内のコンセンサスづくりを強固なものにしながら病院事業を推進していく体制を強化したところです。

さらに任期付職員として鎌田病院建設対策室長を任用いたしました。

鎌田室長はこの 3 月まで県の職員として勤務をしております、この間会津大学の建設、あるいは県立医科大学の医療施設等の整備にも尽力をされてきております。

私どもの外来棟・中央診療棟などの一連の復旧工事の着実な進行管理を期待しておるところでございます。

次に病院運営の根幹となります医師の体制でございます。

まずは 6 月末をもって、婦人科医師 1 名の退職が予定をされております。

結果として、今後常勤医師 24 名、研修医 2 名の 26 名体制となります。

なお、この退職の予定に伴います 7 月以降の婦人科検診等につきましては、診療所の先生の支援による体制を既に整えたところでございます。

診療体制につきましては、当院に求められる役割が救急医療と高度医療・入院診療の体制の強化ということでございますので、本年 4 月から外来診療を一部見直しております。

まず、小児科を火曜日休診といたし、泌尿器科についても月曜日休診としておりますが、7 月からは加えまして消化器内科の外来診療開始時間をこれまで 8 時 45 分でしたけれども、45 分繰り下げまして 9 時 30 分からというふういたします。

これによって入院診療の一層の充実を図ることとしております。

その外来診療でございますけれども、現在オープンシステム委員会に地域の開業

医の先生あるいは歯科医師の先生130名に登録医となつていただいております。今月14日にオープンシステム委員会を開催しておりますけれども、この席上でも地域の開業医の先生方との意見交換を通しまして、地域医療の中でのそれぞれの役割分担について理解を深めたところでございます。

今後紹介、逆紹介の一層の推進に努めていくことによりまして、病院と診療所の連携をさらに強化する中で当院の役割をしっかりと果たしていきたいというふうに思っております。

今後も診療体制の充実を図るために、医師招聘のための会議を毎週定期的に行き、勤務医師の獲得につながる情報の収集にも引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に震災復興事業の進捗についてご報告を申し上げます。

旧本館病棟の解体工事につきましては、計画どおり本日が一応工期ということになりますが、今月末をもって竣工の予定となっております。

現在外来棟・中央診療棟の建設工事の実設計計を行っておりますので、この設計の終了後入札を経まして、工事を発注したいと思っておりますが、今の予定ですと、秋口着工の予定としております。

この新外来棟、診療棟の設計思想でございますけれども、既に中長期計画の中でも明示しておりますけれども、先に整備していただいた新しい病棟、ここの機能を最大限に活用して、これと一体となってこれからの地域医療を守っていくための施設として整備を進めることとしております。

また、健康人も集う住民に開かれた病院ということも一つの目的としておりますし、そのためにアメニティーの充実を図りながら、さらには災害時には多くの患者さんを収容できるよう、多目的な部屋を設けるなど、災害に強い病院を目指しております。今後の工事の進捗につきましては、機会をいただきながらご報告をさせていただきます進めていきたいと思っております。

次に東京電力福島第一原子力発電所事故に伴います放射能の内部被曝を検査する機器としてホールボディカウンタを整備する準備を進めてまいっておりますけれども、これも本日の午後、車両が納車をされるということになっております。

検診の運用につきましては、構成市町村と当院との間で協議を進めておりますけれども、車載式である利点を生かしながら、構成市町村を巡回するなどして、有効

に活用していただくよう、これも運用開始は9月からということで目指しまして、詳細を今詰めておるところでございます。

本日は議案第8号によりまして、その運営収支を補正予算として提案をしておりますので、ご審議を賜りたいと存じます。

次に公立岩瀬病院中長期計画の取り組みにつきまして、申し上げたいと思います。

今年度が初年度となりますけれども、これまでの公立岩瀬病院改革プランに引き続く5カ年の計画として、推進をしております。

改革プラン最終年度の平成23年度の決算見込みにつきまして、この時点で申し上げておきたいと思っておりますけれども、まず、入院部門ですが、患者数は延べ7万2,095人というふうになります。これは前年度に比較しまして、6,222人の増となり、結果として収益につきましても、2億4,160万円余りの増となります。

一方、外来部門ですけれども、こちらは患者数が7万5,772人となりまして、前年度比では7,177人の減となります。結果、収益につきましても、3,810万円余りの減となります。

23年度は東日本大震災の被災によりまして、年度当初から6月までの3カ月間、7階病棟48床を病床として使用できなかったことなどの影響もありました。

ただ、整備された240床すべてが稼働いたしました7月以降に限って見れば、入院患者数の増を図ることができたということでございます。

収入支出を申し上げます。

この結果ですけれども、平成23年度の経常収益、これは前年度比で3億1,300万円余りの増となる見込みです。そして総額43億7,780万円余り。

一方経常費用ですけれども、新病棟の完成に伴いまして稼働病床数がふえたこと、また新病棟にかかわる減価償却費が加わりまして、前年度比で減価償却費は1億3,820万円余りの増となる支出要件がございまして、費用全体では4億7,220万円余りの増となります44億5,710万円余りというふうになります。

差引経常収支は7,930万円余りの損失となる見込みでございます。

また23年度におきましては、この経常収支に加えまして、東日本大震災による被災建物あるいは、破損した医療機器等、こういったものを解体除却をしておりますので、この被害総額約3億7,000万円というふうに見積もっておりますけれども、これを会計処理する必要が出てまいります。この分を特別損失として、マイ

ナス計上することとしておるところでございます。

次に目標数値についての関係で申し上げますと、経常収支比率これが98.2%となります。これは改革プラン数値目標では23年度98.6%と置いておりますので、ここには0.4ポイントほど届いていないということになります。

このほか職員給与比率、これが59.1%となります。これは前年度から比べますと、0.2ポイントほど改善はしておりますけれども、目標数値はもう少し上の55.3%に置いておりますので、これとの比較では3.8ポイントほどオーバーをしております。

一方病床稼働率は82.1%となりまして、数値目標80%を2.1ポイントほど上回ることができました。

22年度には一たん黒字化、あるいは各数値目標を達成した流れを踏まえまして、また現在おかげさまで東日本大震災からの復旧・復興事業も順調に進展しておりますので、今後とも安定的な黒字基調の病院経営を目指しまして、さらなる改善・改革に取り組んでまいります。

議員皆様方の特段のご指導とご支援をよろしくお願いを申し上げます。

なお、今後この決算につきましては決算審査を受けまして、9月定例会におきまして決算報告を申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第5号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」申し上げます。

識見を有する者のうちから選任されている監査委員、現在平石家治さんでございますが、6月30日をもって2期目の任期が満了することにより退任することとなりました。

したがって、7月1日からの監査委員として宮本報さんを選任することについて企業団規約第13条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

宮本報さんは市内松塚地内にお住まいで、昭和17年2月13日のお生まれでございます。主な経歴を申し上げますと、昭和35年に福島県立須賀川高等学校を卒業後、須賀川市役所に入庁されまして、42年という長きにわたり勤務をされ、その間農業委員会事務局長、さらには当院の事務長などの要職を歴任し、平成14年3月に退職をいたしております。社会的信望も厚く、その人格識見ともすぐれた方でございます。本病院の監査委員として、最適任と存じ、選任したく提案するもの

でございます。

以上、病院運営の当面の課題及び提案理由の一部をご説明申し上げましたけれども、今期定例会には報告2件、単行議案4件を提案しております。

提出議案に係る提案理由につきましては、なお事務長のほうからもご説明申し上げますので、慎重にご審議の上、速やかにご議決を賜りますようお願いを申し上げ、あいさついたします。

○議長（広瀬吉彦君）

事務長。

○事務長（菅野俊明君）

ただいま議題となっております報告第3号から議案第8号までの報告2件と議案4件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第3号「平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算の繰越しについて」、ご説明いたします。

建設改良費の一部につきまして、支払い義務が生じなかったものがございまして、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用することとしましたので、同条第3項の規定に基づきまして議会に報告するものでございます。次のページの予算繰越計算書をごらんください。

車載式ホールボディカウンタの購入予算で予算計上額1億500万円、翌年度繰越額、同額の1億500万円での購入予算につきましては2月29日の臨時議会で補正予算の計上をいたしておりましたが、ホールボディカウンタの発注件数が大変多かったことから、納入に当たっては日数を要するということになりましたため、予算を繰り越すというものでございます。

次に報告第4号「平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算継続費の逓次繰越しについて」、ご説明いたします。

災害復旧事業継続費予算のうち、委託費の一部につきまして支払い義務が生じなかったものがありますので、地方公営企業法施行令第18条の2の規定によりまして、翌年度に逓次繰り越しして使用することとしましたので、同条の規定に基づきまして議会に報告するものでございます。

次ページの継続費繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

平成23年度継続費予算計上額、3億4,587万1,000円に対しまして、

支払義務発生額は2億9,548万500円で残額は5,039万500円となりました。

これを翌年度に通次繰り越しするものでございます。なお、財源は損益勘定留保資金を充てるものでございます。

次に議案第5号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」であります。

監査委員の選任につきましては、公立岩瀬病院企業団規約第13条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。これにつきましては、ただいまの企業長の説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

次に議案第6号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」でございます。平成24年4月1日から現在、検診科で実施しているアミノインデックス及び腫瘍マーカー、これは検査対象としては、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、乳がんということでございましたが、このほかに新たに子宮がんと卵巣がんを検査対象に追加するものでございます。次のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

今回新たに追加しようとするものは、子宮がん、卵巣がん検査の2種類1万2,600円、これとTM検査セット、これは腫瘍マーカー検査セット1万4,175円の部分と2万1,000円、ほかにこれの腫瘍マーカーTM検査セット2万5,200円でございます。

次に議案第7号「公立岩瀬病院訪問看護ステーション設置条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

医療保険の改定によりまして、第4条を記載のとおり改めるものでございます。改正内容は次のページの新旧対照表をごらんください。これの第4条の表を改めるものです。1と2につきましては、今回医療と介護の同時改定に伴いまして、保険外の自費部分について見直した内容でございます。

1、営業時間内で現在訪問看護ステーションにつきましては、2時間を超える看護を提供した場合、超過時間1時間ごとに1,000円、これを1時間30分を超える看護を提供した場合、超過時間30分ごとに1,300円に改定すること。これは今回の改定によりまして、訪問看護の標準訪問時間が従来2時間から、1時間半になってございますので、そのことによりましての改定でござい

す。

2、休日以外の時間外利用料、夜間、早朝、深夜加算が新たに今回の改定で算定することができましたので削除すること。これは従来保険適用でなかった分でございますが、今回改定で適用になった部分からでございます。

3、これは訪問看護ステーションの当事業所の新規に取り組んでいきたい事業の内容ということでございますが、高齢化率が上がるにつれまして、非常に需要が増加していく傾向でございます。

今後、多様な要望が出てきますので、これに対応するため、訪問看護療養費に係る指定訪問看護適用外の訪問看護を提供した場合、1時間30分まで8,500円、以後30分ごとに1,300円を徴収すること。

これは、医師の訪問指示に基づく訪問看護計画から適用外になる対応をした場合を想定しております。家族が留守になって、見守っていただきたいという要望や外出の付添同行などのご要望が今後見込まれますので、そうした場合、対応した場合についての自費料金の設定でございます。

次の死亡時の処置料として、1万500円、これについても今後在宅での看取りについての要望も出てきますので、その場合、保険適用外になりますので、自費料金の設定を行いたいということでございます。

以上、訪問看護ステーション設置条例の一部改正について提案するものでございます。

次に議案第8号「平成24年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

1ページをごらんいただきたいと思います。

補正の内容でございますが、第2条に予算第3条に定めました収益的収入及び支出につきまして、それぞれ3,828万2,000円増額するものでございます。

次の2ページをごらんいただきたいと思います。

補正予算の実施計画でございます。

収益的収入及び支出のうち収入につきまして、第1款「病院事業収益」・第2項「医療外収益」・最下段の11目として、「ホールボディカウンタ収益」として3,828万2000円を増額するものでございます。

これは運営委託料に対して、構成市町村からの収入分でございます。

次に3ページ目をお開き願います。

病院事業費用・医療外費用の最下段11目として、「ホールボディカウンタ
費」として収入と同額の3,828万2,000円を増額するものでございます。

これは備考に記載のとおり、主に運営委託費として、3,788万7000円
ほか、記載の額を増額するものでございます。

4ページのほうは資金計画の補正でございます。説明は省略をさせていただきます。

以上、報告2件、議案4件につきまして、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬吉彦君）

この際、議案等調査のため、暫時休憩いたします。

（休 憩）

○議長（広瀬吉彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（広瀬吉彦君）

初めに、報告第3号「平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算の繰
越しについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

本件については、これにてご了承願います。

次に報告第4号「平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算継続費の
逡次繰越しについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

本件については、これにてご了承願います。

これより議案第5号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(広瀬吉彦君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(広瀬吉彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(広瀬吉彦君)

ご異議なしと認めます。

よって法案は原案のとおり同意することに決しました。

次に議案第6号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番、塩田邦平議員。

○1番(塩田邦平君)

ご説明をいただいたんですが、専門的説明でわからないので、もう少しわかりやすい説明を、内容等について再度ご説明をいただければと思います。

○議長(広瀬吉彦君)

1 番、塩田邦平議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

病院長。

○病院長（三浦純一君）

今年の4月からこのアミノインデックスを使って、今までに100名以上の方が受診なされているんですけども、採血をすることでそれぞれのがん、いろいろな種類のがんがあるんですが、それが今体の中にがんがあるかどうかというリスクを予測できるものなんです。

血液を採血するだけでアミノ酸が体の中で、いろいろな何種類もアミノ酸があるんですけども、あるアミノ酸がうんと少なくなっていたり、あるアミノ酸がうんと多くなっているというのは、それぞれのがんに特徴的なことでそれを長年にわたって統計的な分析をした結果、ランクをAからCまでに分けて、ランクCだと普通の人よりも何十倍もがんを持っている可能性が高いということで、その後、例えばCTの検査とか胃カメラの検査を受けるように促す。

あと男性ですと前立腺がん、今回新たに2つの疾患として子宮がんと卵巣がんが女性の部門で加わりましたので、そういった採血するだけで手軽にがんのあるなしのリスク、確実に命中するようにぴたっと当たるというわけではないですけども、それでランクの高い人は精密検査をこれから受けましょうねということで、これからのがんになる人というのは高齢化社会でふえていくと思われまので、25歳以上の成人に限って、その検査が有効であると言われていいます。

秋田県からご夫婦で我々の病院にこの検査に来られた方などいますので、これからこの事業をしっかりとやって住民の方たちのいわゆるがんに対する健康管理、そうでなくても検診率がちょっと低いので、そういった住民の啓発にもこのアミノインデックスが役に立つと考えています。

○1 番（塩田邦平君）

了解しました。

○議長（広瀬吉彦君）

ほかに質疑ありませんか。

7 番、大倉雅志議員。

○7 番（大倉雅志君）

事前にパンフレットをいただいておりますが、その中でAからB、Cという

ランクがありまして、確率でいうと、0.3倍から10.2倍までの差があるんですけども。

このランクによって、今ほど説明がありましたCTや胃カメラというふうなことに移るんだらうと思いますけれども、どのランクだったらば新たな検査が必要だというふうに判断すべきなのか、この間取り扱いが少しわかりにくくて、Aだったらいいのか、Bはどっちでもいいよみたいな形になってしまうのか、この辺が少し不鮮明なので、この辺の取り扱いをどのように考えているのかちょっとお示しいただければと思います。

○議長（広瀬吉彦君）

ただいまの7番、大倉雅志議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

病院長。

○病院長（三浦純一君）

ランクA、B、CなどでランクCが患者のリスクが高いといわれていますが、私はアミノインデックスの研究会の担当というか委員を務めていまして、その中でこの間ガイドラインを決めたばかりのところですよ。

そのガイドラインですと、マークCの人には精密検査を勧める、AとBの人に関しては、一般的な住民の健康診断がありますよね。あれを受けましょうねということにとどめるということで、ランクCの方に関してはきちんと検査をしましょうねと、それから当該疾患に胃がんだったら胃がんの検査、大腸がんだったら大腸がんの検査というのを勧めるとしております。

その精度を上げるために私たちの病院では一緒に腫瘍マーカーというのをやっているんですけども、腫瘍マーカーも陽性でアミノインデックスがCの時には嚴重な検査が必要というような意味合いをつけています。

アミノインデックスだけでなく、一緒に腫瘍マーカーも陽性だというときにはがっちり検査というような意味づけをしています。

○議長（広瀬吉彦君）

5番、生田目進議員。

○5番（生田目進君）

関連するんですが、これらの手数料改定によりまして、財政的にどのくらいの収益といいますか、先ほど院長先生のほうから100人程度の申し込みがおられ

るということなのですが、今後そういった意味ではふえてくるんだろうというように思いますが、今現在わかっている時点で結構ですが、どのくらいの収益といえますか、効果があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（広瀬吉彦君）

ただいまの5番、生田目進議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。
事務長。

○事務長（菅野俊明君）

今、院長のほうから4月から大体100人ということで、これは予約の分も入ってございますけれども、大体この間の動きを見まして、今年度につきましては150万から190万ほど見込めるかなということで考えております。

○議長（広瀬吉彦君）

ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

これにて討論を終結いたします。
これより、議案第6号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
お諮りいたします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

ご異議なしと認めます。
よって法案は原案のとおり可決されました。
次に議案第7号「公立岩瀬病院訪問看護ステーション設置条例の一部を改正する条例」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、丸本由美子議員。

○9番（丸本由美子君）

ただいま議題となっておりますこの議案第7号に関しまして、今回介護保険料の改定が各自治体で行われております。

国全体を見ましても、自治体で高齢者率がふえるということ、施設の整備が進むということで保険料に占める割合が大変重要になってきたということで保険料の改定が行われているわけですが、今回公立岩瀬病院における訪問看護ステーションの設置条例の中でのこの訪問看護を提供した場合の利用料が増額になるわけですが、この負担を考えますとお年寄りやご家族のことを考えれば、避けて通れない状況があったのかなとか、これを改定するに当たっては基金などいろいろな部分で何か補てんをして、少しでもこのような徴収額をふやすことを避ける手だてがあったかどうか、その辺を聞きたいと思います。

○議長（広瀬吉彦君）

ただいまの9番、丸本由美子議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

事務長。

○事務長（菅野俊明君）

訪問看護ステーションは医療保険で適用になる方と、介護保険については高齢者の方が65歳以上の方が適用されて、保険適用の部分を中心に訪問看護ステーション看護師としての医療行為が中心になりますけれども、対応しているんですが、これまで2時間を超える場合については、保険適用外ということで自費になりますという保険の枠組みがそうになってございます。

今回の改定で2時間の枠が1時間半という設定になりましたので、基本的には私どもの訪問看護ステーションは1時間をベースに訪問を専らやっております。

そういう計画に基づいてやっておりますので、大半の方につきましては、保険適用内で対応しているところでございます。

ただ、どうしても家族の方、あとはそのご要望、あとは先生からの指示も含めて、その1時間半を超える訪問看護が必要になった場合には、当然保険適用外となりますので、これについては30分ごとに1,300円と対応させていただきたいということでございます。

この額につきましては、かなり訪問看護ステーション単位でいろいろ料金設定がございますので、近隣の池田記念病院さん、南東北さんの訪問看護ステーションですと、3,000円を超える金額設定になってございますので、かなり私どもとしては料金は相当に抑えた提示を考えているということでございます。

以上です。

○議長（広瀬吉彦君）

丸本由美子議員。

○9番（丸本由美子君）

ただいまのご説明を受けましたので、あと1点お聞かせいただきたいと思うんですが、今、この訪問看護ステーションでの実情といたしますか、実施状況が大体1時間をベースにして行っているということでしたから、これまでこの条例の4条にありました区分、内容のところを考えますと、今の実情、皆様方が努力されている実情にあわせて改定を行うという中で、このような算定が行われたということで理解をしたいと思うんですが、それに間違いがないかも一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（広瀬吉彦君）

ただいまの9番、丸本由美子議員の再質疑に対し、当局の答弁を求めます。

事務長。

○事務長（菅野俊明君）

間違いはございません。

○議長（広瀬吉彦君）

ほかに質疑ありませんか。

7番、大倉雅志議員。

○7番（大倉雅志君）

今ほどの説明で大体理解はできるんですけども、この周辺の病院が3,000円かかりますよということで、1,300円で比較すれば安いことはわかるわけですけども、算出根拠といたしますか算定根拠みたいな、この1,300円に至った算定根拠ということがあるのかどうなのか、単純に比較だけで金額を決めているのか、この1,300円をやらないとこの運営ができないというふうに判断しているのか、この辺の考え方はどうなのか教えてください。

○議長（広瀬吉彦君）

ただいまの7番、大倉雅志議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

事務長。

○事務長（菅野俊明君）

今回の改定で訪問看護ステーションの基本料金、それとあとはいろいろな難病の方ですとか、緊急時に対応した場合はいろいろ加算料金は算定できるようになってございますが、あくまでも基本料金は1時間30分で8,500円というふうになってございます。

それを考えますと、本来であれば30分単位の刻みでいきますと3,000円というほかのステーションの料金設定はある意味妥当なのかなというふうに考えてございますが、これまでの料金設定も当院の訪問看護ステーションの当院の料金設定の仕方とあわせて、1,300円といたしますのは、1時間で看護師の平均の時間給、給与額相当分で計算した金額でございます。

そういうことで1,300円ということで見積もってございます。

○議長（広瀬吉彦君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第7号「公立岩瀬病院訪問看護ステーション設置条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第8号「平成24年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番、塩田邦平議員。

○1番（塩田邦平君）

市町村の負担の割合を金額別でわかれば教えていただければと思います。

○議長（広瀬吉彦君）

ただいまの1番、塩田邦平議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

事務長。

○事務長（菅野俊明君）

ご説明いたします。

須賀川市につきましては、3,216万4,919円、鏡石町286万4,259円、天栄村156万6500円、玉川村168万6,322円ということでこれにつきましては、構成市町村の負担割合としましては不採算割、直近の交付税の割合で計算させていただいております。

以上です。

○1番（塩田邦平君）

了解しました。

○議長（広瀬吉彦君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号「平成24年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(広瀬吉彦君)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成24年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。